

(仮称) 白岡市市民参画条例の骨子

1 市民参画条例を制定する目的について

市民参画条例は、市民の参画と協働のまちづくりを推進することにより自治基本条例の理念を実現することを目的とし、市民の参画機会の拡大及び市民の意見の市政への反映を図るため、自治基本条例第15条第5項の規定に基づき、市民参画の推進に関し必要な事項を定めるものです。

* 市民とは、市内に在住、在勤若しくは在学する者又は市内で事業を営むもの若しくは活動するものをいいます。

2 市民参画のための手続の対象事項について

(1) 行政は、次に掲げる事項を行おうとするときは、施策等の内容や市民生活への影響等を考慮して、適切な時期に、3に掲げる市民参画のための手続（以下「市民参画手続」という。）のうち、1以上の手続を実施しなければなりません。

- ① 市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- ② 市政に関する基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例の制定又は改廃
- ③ 広く市民に利用される大規模な市の施設の設置計画又は計画の変更若しくは廃止
- ④ 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

* 行政とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会のことをいいます。

(2) 行政は、(1)に掲げるもののうち、次の①から⑥のいずれかに該当すると認めるものについては、市民参画手続を行わないことができるものとします。

- ① 軽易と認められるもの
- ② 緊急に実施しなければならないもの
- ③ 行政に裁量の余地がないもの

- ④ 法令等により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの
 - ⑤ 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
 - ⑥ 白岡市住民投票条例に基づき住民投票が実施されたもの又は住民投票の実施が請求されているもの
- (3) 行政は、(2)の規定により市民参画手続を実施しないこととしたときは、速やかにその理由を公表するものとします。

3 市民参画手続について

本条例における市民参画手続は、次に掲げるものとします。

- (1) パブリックコメント 行政が、施策等の趣旨、内容等を公表したうえで市民に意見又は提案を求め、それに対して市民が意見等を提出する手続をいう。
- (2) 審議会等 行政が実施する審議会等の委員に選任された市民が、行政からの諮問等に対して意見を述べる手続をいう。
* 審議会等とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類するものをいいます。
- (3) 市民説明会 行政が、施策等の策定過程において、その内容・状況等を説明するために開催する説明会に市民が参加し、行政と市民が意見交換を行う手続をいう。
- (4) 市民アンケート 行政が、市民の意識や考えを把握・分析するために質問項目や期間等を設定して調査を実施し、それに対して市民が回答する手続をいう。
- (5) ワークショップ 行政が施策等の案を作成するため、市民と行政又は市民同士がグループによる共同作業を行い、参加者の合意形成を図りながら案を作り上げていく手続をいう。
- (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、行政が適当と認める手続

4 参画と協働のまちづくり市民提案制度について

- (1) 年齢が16歳以上の市民は、その市民の5人以上の連署をもって、

その代表者から市長に対し、参画と協働のまちづくりを推進するための具体的な施策等を提案できるものとします。

- (2) (1)の規定により施策等の提案をしようとする代表者は、その内容、現状の課題、予想される効果等を記載した「参画と協働のまちづくり市民提案書」を提出するものとします。
- (3) 市長は、(1)及び(2)の規定により提案された施策等を総合的に検討し、その結果を、白岡市自治基本条例第20条の規定に基づいて設置される組織に報告するものとします。
- (4) 市長は、提案された施策等の検討結果及びその理由を当該提案に係る代表者に通知するとともに、公表しなければならないものとします。

5 市民参画計画の作成について

- (1) 市長は、市民参画手続の実施について、毎年度、その年度における実施予定を取りまとめて市民参画計画を作成し、これを公表するものとします。
- (2) 市長は、前年度における市民参画計画の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとします。

6 審議会等の委員の公募について

- (1) 行政は、審議会等の委員の選任にあたっては、法令の規定により委員の構成が定められている場合を除き、原則として、公募により選考する市民を含めるものとします。
- (2) 行政は、(1)の規定にかかわらず、審議会等の委員に公募による市民を含めないこととしたときは、速やかにその理由を公表するものとします。

7 市民登録制度について

- (1) 市長は、参画と協働によるまちづくりを推進するための市民を公募し、これに応じた者を登録するものとします。
- (2) 行政は、(1)の規定に基づいて登録された者に対し、必要に応じて市

政に対する意見を求めるとともに、審議会等の委員の公募その他市民参画に関する情報を提供するものとします。

* まちづくりとは、市民及び行政が行う、より暮らしやすい地域社会を築くための全ての公共的な活動をいいます。

8 市民参画の推進について

行政は、市民のまちづくりへの参画を推進するため、市政や市民活動に関する情報を積極的に提供するとともに、市民参画に関する施策等の展開を図るものとします。

9 市民参画を推進するための環境整備について

行政は、市民の参画と協働によるまちづくりを推進するため、市民相互の交流や市民活動に関する情報の収集・発信を支援するための環境整備及び体制づくりに努めるものとします。